



島根県報

平成23年9月20日（火）

第2,326号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業廃止の届出	（　　　　　）	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更	（障がい福祉課）	2
土地改良事業計画書の縦覧	（農村整備課）	2
解除予定保安林（4件）	（森林整備課）	3

【公 告】

島根県スケジュール管理システム構築運用保守業務の調達に係る提案競技の実施	（情報政策課）	4
島根県設備等予約システム構築運用保守業務の調達に係る提案競技の実施	（　　　　　）	8

【特定調達】

マルチスライスCT画像診断システム調達及びメンテナンス業務に係る一般競争入札の落札者等	（病院局）	12
---	-------	----

告 示**島根県告示第620号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業又は当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

平成23年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社 栄昌	訪問介護	有限会社 栄昌 ヘルパーステーション	鹿足郡吉賀町広石562番地22	平成22年12月31日
有限会社 栄昌	介護予防訪問介護	有限会社 栄昌 ヘルパーステーション	鹿足郡吉賀町広石562番地22	平成22年12月31日
株式会社 こころ	訪問介護	訪問介護事業所 こころ	出雲市高松町1589番地10	平成23年6月1日

島根県告示第621号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

平成23年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人 なごみの里	居宅介護支援	なごみの里 居宅介護支援事業所	出雲市高松町1589番地10	平成23年3月31日

島根県告示第622号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成23年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関			自立支援医療の種類	変更年月日
名 称		所 在 地		
変 更 前	変 更 後			
まごころ薬局	ファーマシィまごころ薬局	出雲市武志町733-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成23年7月1日

島根県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により、同法第3条に規定する資格を有する次の者から土地

改良事業の施行について認可の申請があり、同法第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により審査した結果これを適当と決定したので、同法第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該決定に異議がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して申し出ることができる。

平成23年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
益田市美都町宇津川口320-16 養老谷地区区画 整理事業 潮一男外2名共 同施行	養老谷地区区画整理事業 (非補助土地改良事業)	土地改良事業計画書の写し 規約の写し	平成23年9月20日から 21日間	益田市役所

島根県告示第624号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 解除予定保安林の所在場所
浜田市金城町小国ハ405-3からハ405-5まで、ハ406-10からハ406-13まで
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第625号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 解除予定保安林の所在場所
浜田市金城町小国ハ396-6、ハ398-4
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第626号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年 9 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市金城町小国ハ406-9
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第627号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年 9 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市金城町小国ハ396-5、ハ398-3
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

公 告

島根県スケジュール管理システム構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成23年 9 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称
島根県スケジュール管理システム構築運用保守業務 一式
 - (2) 仕様
別に定める島根県スケジュール管理システム構築運用保守業務に係る提案競技仕様書による。
 - (3) 期間
契約の日から平成29年3月31日まで
 - (4) 提案価格の上限額
提案価格の上限については、定めない。
- 2 提案競技参加資格に関する事項
提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。
 - (1) 単独企業・法人の資格要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- イ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- ウ 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 島根県が実施する入札について、指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- カ 共同企業体の構成員でないこと。
- キ 提出書類の提出期限日において、本システムと同様な機能を有したシステムを構築し、運用保守に係る契約をした実績があること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (7) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ウ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからオまでに該当すること。

エ 構成員の中に(1)のキに該当する者が含まれること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配付手続

(1) 配布期間

平成23年9月20日（火）から平成23年9月28日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階） 島根県地域振興部情報政策課

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）にあっては、写しの提出で可とする。）
- (4) 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者にあっては、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 提案書提出書 1部
- (8) 提案書 8部
- (9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成23年10月7日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成23年10月24日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課情報システム管理グループ

電話 0852-22-5566 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、平成23年9月29日（木）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成23年10月5日（水）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成23年10月13日付けで、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県スケジュール管理システム構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。

- ア 信頼性及び安定性
- イ 機能性及び操作性
- ウ 拡張性及び柔軟性
- エ 構築及び運用保守費用

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による審査を行う。

ア 第1次審査

書類審査を行い、数件の優良提案を選定する。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。

なお、ヒアリングの日程等については、該当者にのみ別途通知する。

(5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- 12 提案競技に関する問合せ先
5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required :
A Schedule Management System for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents :
3 : 00 p. m. 24 October 2011
- (3) For further details contact :
Information Policy Division
1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-5566

島根県設備等予約システム構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成23年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

- (1) 名称
島根県設備等予約システム構築運用保守業務 一式
- (2) 仕様
別に定める島根県設備等予約システム構築運用保守業務に係る提案競技仕様書による。
- (3) 期間
契約の日から平成29年3月31日まで
- (4) 提案価格の上限額
提案価格の上限については、定めない。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- ウ 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 島根県が実施する入札について、指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であつても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- カ 共同企業体の構成員でないこと。

キ 提出書類の提出期限日において、本システムと同様な機能を有したシステムを構築し、運用保守に係る契約をした実績があること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の名称
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (ト) 取引金融機関
- (チ) 決算
- (リ) 利益金の配当の割合
- (ニ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ツ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからオまでに該当すること。

エ 構成員の中に(1)のキに該当する者が含まれること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配付手続

(1) 配布期間

平成23年9月20日（火）から平成23年9月28日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階） 島根県地域振興部情報政策課

(3) 配付手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 提案書提出書 1部
- (8) 提案書 8部
- (9) 見積書 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- (1) 提出方法
郵送又は持参による。
- (2) 提出期限
ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成23年10月7日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）
イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成23年10月24日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）
- (3) 提出先
郵便番号690-8501
松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課情報システム管理グループ
電話 0852-22-5566 ファックス 0852-22-5969
電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp
- 6 提案競技に係る質問書について
- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
- (2) 質問提出期限は、平成23年9月29日（木）午後5時までとする。
- (3) 提出先
5の(3)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、平成23年10月5日（水）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。
- 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知
提案競技参加資格確認申請者に対し、平成23年10月13日付けで、郵送にて通知する。
- 8 選定方法
- (1) 島根県設備等予約システム構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。
ア 信頼性及び安定性
イ 機能性及び操作性
ウ 拡張性及び柔軟性
エ 構築及び運用保守費用
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による審査を行う。
ア 第1次審査
書類審査を行い、数件の優良提案を選定する。
イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。

なお、ヒアリングの日程等については、該当者にのみ別途通知する。

(5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required :

A Facility Reservation System for Shimane Prefectural Government 1 set

(2) Deadline for submission of proposal documents :

3 : 00 p.m. 24 October 2011

(3) For further details contact :

Information Policy Division

1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-5566

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条においてその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年9月20日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 件名

マルチスライスCT画像診断システム調達及びメンテナンス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務グループ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年9月12日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

東芝メディカルシステムズ株式会社山陰支店支店長 細矢 武志 島根県松江市朝日町484番地16

5 落札金額

(1) 調達 255,675,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) メンテナンス 141,120,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成23年7月15日